令和7年度第1回御嵩町総合教育会議

日時:令和7年8月26日16:00～17:00
場所:御嵩町役場本町舎2階　第二委員会室

出席者:

町長部局	渡辺町長、筒井副町長、山田総務部長、土谷総務課長、加藤行政管財係長
教育委員会部局	奥村教育長、田中教育委員、中瓦教育委員、山口教育委員、髙木教育参事、安江指導主事、髙木指導主事、澤田学校教育係長

それでは、時間にもなりましたのでこれから令和７年度第１回御嵩町総合教育会議をはじめたいと思います。

髙木教育参事　はじめに資料の確認をさせていただきたいと思いますが、レジュメ、出席者一覧、総合教育会議という横のものと参考資料の４種類の資料がお手元にございますか。なければお伝えください。はい、では次第に従って始めていきたいと思います。まず最初に町長のあいさつをお願いいたします。

みなさんこんにちは。皆さんありがとうございます。お越しいただきまして。普段どうしても教育関係者の中で集まっていただいてそういったテーマの中で色々議論されることが多いと思いますけれども、もっと幅広な行政全体の中で教育の在り方であるとかどういった進め方がいいのかあるいはもっと広く言えば町づくりや地域振興であったりという部分にも教育分野としてどう関わっていくの大きな観点からお話ができるかなと思っておりますので、非常に楽しみにしておりますしいろんな意見が出たらと思っております。有意義な会議になりますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

ありがとうございました。それでは早速議題に入りたいと思います。本日の議題としては御嵩町教育開講についてと御嵩町教育夢プラン第５０改訂についての２つございます。本日は１つずつちょっと審議を協議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。資料の説明についてわたくしのほうで行わせていただくので御嵩町総合教育会議という要項の資料を見ていただきたいと思います。1枚めくっていただいて本日の議題は今も言いました２つ2点となります。まず１点目の御嵩町教育開講についてご説明いたし

ます。4ページをお願い致します。まずですね教育に関わる計画等のですね、法律上の位置づけの区分を見ていきたいと思います。

議題はでもあります教育開講というものの根拠法令は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で策定主体は地方公共団体の町となっております。策定にあたりましては、今回開催してます総合動教育会議において協議をするのが必要となっております。この策定の方法はですね国が定める教育振興基本計画を参酌しその地域の実情に応じて策定するものとなっております。その策定の内容の範囲は地方公共団体の教育・学術、及び文化の振興の関する総合的な施策の大綱になってまして、これはありますように必須です。必ず町長が教育会議を策定しなければならないと法律で定められています。

一方ですね、ちょうど協議していただきます教育振興基本計画、御嵩町では御嵩町教育夢プランについてはこちらの根拠法令は教育基本法でございまして策定主体は地方公共団体、教育委員会となります。

策定の方法については先ほどの教育開講と同じです。その策定の計画の内容範囲はですね地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な関係でこちらは策定することは努力義務となっております。必ず策定しなければならないものではございません。

次の5ページにはその関係法令を抜粋しております。根拠法令地方公共教育行政の組織及び関する法律の第1条の3に教育大綱の町は教育大綱を定なければならないことがのっております。2項のほうには総合教育会議において策定するときには協議することが必要だよと。教育基本法の第17条には国は教育に関する基本的な方針として基本的な計画を定めなければならないとなっておりまして、地方公共団体の町は前項の計画、国のですね教育資本基本計画を参酌し地方公共団体の教育の振興を定めるよう努めなければならない。ということになってここが努力義務の規定となっています。

次6ページのほうをご覧いただきたいと思います。定めなければならない教育開講に関する文部科学省の考え方について平成26年度の通知で示されています。教育開講はどういうものかというと地方公共団体の教育・学術及び振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となるような方針であり詳細な施策について策定することを認めるものではないとなっています。

そして大綱は国の教育振興基本計画を参酌して定めることになっていることが決まっておりまして町長はですね地域の実情に応じて

大綱を策定していくことになってます。大綱の対象期間は 4 年から 5 年程度が想定されてます。そしてですね次（２）のほうで環境振興基本計画との関連性が示しておりまして地方公共団体において教育振興基本計画その他の計画を定めている場合はその中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられます。これはそんなにたくさん計画を作らなくてもいいよという考え方にも表れなんですがその場合、地方公共団体の町長が総合教育会議において教育委員会と協議調整し教育振興基本計画をもって大綱にかえると判断した場合には別途大綱を策定する必要はないと定めております。これの考えを踏まえまして７ページのほうにいきまして教育大綱をに関する文部科学省の考え方を踏まえると全国的に見て現在 4 つに教育大綱と教育振興基本計画の関係性が分類されております。1 点目は左上にありますが教育振興基本計画を教育大綱と明記し一本化する方法です。2 点目は右に移りまし教育振興基本計画内に教育大綱の章を設けまして基本計画を作る。3 点目は左下に行きまして基本計画の基本理念を教育大綱と位置づける方法。最後 4 点目は計画書とは別に教育大綱を策定し連携を明記するもの。この４つのパターンで全国的に教育大綱と教育基本計画が作られています。そういったなかで 8 ページのほうに移っていただきたいのですが、今回ここで議論協議をしていただきたいと思っているのは本町の教育大綱の考え方をどうしていこうかというのを協議していただきたいと思っています。現在ですね、本町の教育大綱はですね、平成 26 年度から 21 世紀御嵩町教育夢プランを本町の教育大綱として位置づけております。これは先ほどの通知が出たときから御嵩町も一体化するというふうなこととして取り扱っております。しかしですね、その辺は基本夢プランの中に少し文章が出てくるだけで、はっきり教育大綱というとわからない状態になってますんで、今回の改定から教育振興基本計画を教育大綱と明記して、一本化していることを明確化していきたいというふうに考えています。そういうことからすると、そのため題名の方ですね、第５次　21 世紀御嵩町教育夢プラン発行　県教育大綱というふうに命名して、教育夢プランの方をちょっと今後作っていきたいなというふうに思っております。

　これはですね先ほどの四つの体系の中の最初の一体化するという考え方を、第５次改訂でも踏襲していくことでいいかどうかっていうことを協議していただきたいと思います。これが法律にも定めております、総合教育会議の中で大綱については協議することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。今の現状についての説明は以上となります。

ちょっと参考資料として出させてもらったのは、これはちょっと四つ目のですね、パターンですね。これはたまたま教育大綱は教育大綱で作って、振興計画は振興計画で別個で作った場合の教育大綱というものは別個で作った場合にはこんなことを定めているよっていうのを、ちょっと岐阜県内の市町村の中から三つぐらいちょっと示させていただきました。その他のものも示させていただければあれなんですけど、大概は、一応教育大綱の中で基本理念とか基本方針とか定めますので、それに近いものが基本計画の中に入ってくるということになってますので、大綱として作るとしたならば、こんなもんがどうやっていうふうなものになってます。

羽島市の方では、策定の趣旨があって大綱の位置づけですね、国の基本計画は県の基本計画を参酌しつつ、教育大綱は作っていくことになりますけど、その市の中でいくとやはり上位計画の総合計画がありまして、その総合計画と整合を合わせなきゃいけませんし、教育振興基本計画も別個に作ってるので、そこは整合を図る必要があるよっていうことで、大綱の期間がありますけど、羽島市については特に期間を定めているものではない状態になっております。

そして 3 ページの方いきますと、基本理念と基本方針を定めている状態となっています。

下呂市では基本理念と基本方針を、基本方針は四つですね。定めて、5 ページの方に基本理念の考え方や計画期間。下呂市のほうは、大綱の計画期間が 4 年間としておりますね。あとは目指す姿とか基本方針について規定しているところでございます。

輪之内町につきましては、教育大綱というのを別個に作ってまして、輪之内町のホームページを見ますとこの教育大綱を第 3 章の別個で作っておいて、その後に教育基本計画も一緒にホームページに載せているような状態となっております。教育大綱の策定の趣旨、大綱の位置づけですね、これは先ほどの羽島市と同じようなことを書いてあって教育大綱期間は、5 年間というふうに定めています。それから基本理念、基本方針というものを定めて行っていくような形となっています。

先ほどちょっと説明を忘れてしまいましたけれど、現在ちょっと 10 ページ、この横長の資料の 10 ページの方を見ていただきますと、後ほどまた教育夢プランのほうで説明しますけれど、現在、第 5 次の夢プランの教育委員会が考える基本理念は、笑顔育み笑顔を繋ぐ御嵩の教育ということになってます。笑顔を育むっていうのが今までの第 4 時改訂までの基本理念に使われた言葉ですが、5 次以降は

それを繋いでいきたいということを考えて繋ぐという言葉を付け加えて基本理念としています。それをして、目指す人間像として郷土を愛し、よりよい社会の創造に主体的に関わり続ける人というものを目指す人間像として、そのため施策を進めていく基本方針として、生きる力の人作りと社会生活の基盤作り心豊かな生きがい作りの三つの基本方針を定めて、計画期間は 8 年から 12 年までの 5 年間とした夢プランを作っていこうと思っています。

そしてこれが今まで通りの考えでいけば、教育大綱として一体化させていきたいというのが今現在の教育委員会の考えですので、そうなっていきますと、今、３種類見ていただいたような別個に作らずに、ここに載っているものが、基本的には御嵩町の教育大綱だよっていうことを今後、外に知らしめていくことになっていく。その時の町の基本理念はこういう考えでいきたいと思うけどこれでいいんでしょうかっていうことをご協議いただければと思います。

町長　ありがとうございます。ちょっと確認なんですけれども、他の市町村とかがこの大綱って別に作ったりとかしてる部分あるんですけど、それは同じように教育部局が作ってるのか、それとも政策系のところというか、総合計画と踏まえて作ってるっていう、そんな感じで、何部局というんですか、教育以外の部局が作ってるっていうか、そこら辺って何かわかりますか。

髙木教育参事　いろいろホームページとかで落としたりしてて、その担当課ホームページの担当課はどこかっていうのを見たりすると、今御嵩町でいけば、総合計画を作っている企画部局が大綱を定めているところもございますし、教育委員会名のところで、大綱というのを表しているところがあって、まちまちではあるかなというふうには思ってます。基本的にはどこも大綱の体系図にもありましたように総合計画にもたれかかってく必要はあるので、ら総合計画を作る部門で作ったりしてるのも結構あるかなっていうふうに思っては見ている状態ではあります。

町長　何をもって大綱というふうにするのかっていうことによっちゃうかとは思うんですけど、ある意味、今の夢プランというか、計画の方に教育夢プランの方がイコール大綱というのは少しちょっと抵抗あるかなっていう気はします。理念とかね、そういった部分にすり合わせができてればいいんですけれど、ここの総合教育会議の部分も多分そういう、僕は冒頭お話したように、あくまでも幅広な地域課題があってそれを教育との観点を踏まえて全体的に見ていくという趣旨がやっぱり総合教育会議だというふうな認識をしてるので、少なくともやっぱり来年度、総合計画ができるっていう年でもある

ので、そういったところとのすり合わせであったりとか、今、教育関係だけではない分野からの地域の課題であるとか、教育という概念、学校あるいは教育環境とかっていう部分だけではない、子育てであるとか、何て言うんですかね。子ども、あるいは地域との絡みとかっていう部分とかも含めて、エッセンスはちょこちょこっと入ってはいるとは思うんですけれど計画の方とすり合ったような形で何がしか総合的なものが何となく並びとして入っていくっていうことが望ましいんじゃないかなと。大綱という限りにおいては。

しかもこれ筆致で、ある意味そういった教育じゃないそれ以外の部局が総合的に作っていくもんだとすると、やり方についてはいろいろ手法があるにせよ、理念、それからコンセプト、考え方っていう部分については、少なくともすり合ってないと駄目かなっていうふうには思ってます。所率直な意見としては。

髙木教育参事　ありがとうございます。教育委員会でも今、総合計画の方は作っているっていう状態のことはわかってて、総合計画と整合性を取らなきゃいけないなっていうこともありまして、総合計画を作っている部局の方へ問い合わせてみると、今の総合計画には、人作りとか、そういう大きな項目とかがあって、それが引き継がれるのか、またまた違うことにかわっていくのかが、そこの考え方はちょっと基本計画に関係してくるなと思ってて聞きに行ったんですけど、その辺の大きな骨子的なところについて決めるのが 11 月ぐらいになるっていうふうな話があったもんですから後々ちょっと方向性が見えてきたときに今作っている考え方と、すり合わない内容でできたらどうしようかなっていうふうに思ってた部分っていうのは多少ありましたし、今回、教育委員会がそのまま引き続き大綱委員会として一体的に位置づけていきたいという考えの中で進めていっていることがあるので、大綱を作るべく町長のほうへ、こんなような内容でいいかっていう相談はしてなくて、今回が初めてお見せするようなことになるという状態ですので、そういった状態の中で、町長がちょっとこれではと思われるところがあるとしたならば、ちょっとそこは今一度ちょっと考えていかなきゃいけないなというふうに思っておりますけど。

町長　何か今後、多分地域課題として出てくるものが、何か大綱にこうやって書いてある通りというような感じで、それこそこの趣旨を踏まえて、こういうような対策をとっていきますとか、ここに書いてある内容を参考にしながら事業展開を図っていきますとかっていう何かその基づくものをというような使い方がされるとするなら、課題と思われるようなことはなるべく読めるようなものにしといた方

がいいのかなっていうふうに思うので、例えば今の生徒数が減ってきっております。将来的に何らかの統合であったりとか、義務教育学校であるとか、小中一貫であるとかっていうような、そういう新たなトレンドを迎えてくるとするなら、大綱の中でも述べている通りとかっていうような何か、うたいがあるといいなという。具体的な名前のものではなくって、この考え方ということであったりとか、あるいはちらっと夢プランなんかにも触れられていた部分ですけど、生きる力とかね。こういったことは触れられておりますけれども、なかなか亡くなられる方が見えたりとか、さっきちょっと喋りました子育てであるとか、人作りであるとか、あるいは多分これからのトレンドで出てくる多文化共生とかね。そういった内容なんかがちょっと読めるような感じになってるといいかなっていうのはちょっとサラサラっと見た感じの中では、思いました。

高木教育参事　既に第１回の策定協議会をやらさせしていただいて、先行する形で先月に策定協議会をやって、今ここにし、今基本方針ぐらいまでのところは、これでいきたいと思うっていうことで策定協議会の方でお話をさせてもらって、とは言いながらも総合教育会議で諮っていきますよっていうふうなお話をさせていただいております。

今、ちょっと私が勝手に指名してしまった策定協議会の会長であられる中瓦さんに諮ってやっていたところではございます。

中瓦委員　本来であれば、この総合教育会議があって、の策定管理がある手順なんですよね。なので、ここでこの前、夢プランの話のときには、

夢プランを持って大綱としますっていうようなお話でスタートした。そういうもんなんだなと思って受けとめるんですけれども、でも今のお話で、どっかにそれはこの場で協議してそれでいいっていうふうになったらそれでいいですよって話ですよね。最初の説明のところで。

なので、今、町長がおっしゃったように、大綱自体をもう少しかっちり方向性が見えるようなものに作り上げてそのまま何か作り方の一つの手順としては、実働部隊的な考え方で計画があるみたいな形の方がわかりやすいかなっていう感じはしてたんです。

ただその大綱の部分を、本当におっしゃったようにこれからの何年間の間にここがどう動いていくかっていうのが、総合計画の中で御嵩町をどうしていくかっていうところの中に教育があるわけですよね。そこら辺がちょっといまいち私も見えてこないっていうか、御嵩町がどうしたいっていうところに教育はそれにのっとって、こういう方向で動きたいっていうところが見えてこないと動けないん

です。

別に一緒であることがどうのこうのとかって話ではないですよね。夢プランにもそれがガチって決まってるんであればそれはそれでっていう。

町長　　要素が入って、もうこれで読めますよねっていうことであれば、もうそこの中に要素入ってますから、イコールでいいですよねっていう手法の話ですので。

中瓦委員　　11ページの第5次改訂にあたっての夢プランのところで、御嵩の将来を見通した計画であることっていうことが、一番上に上がってるのにも関わらずその基本理念のところは、笑顔を見るとかっていうのは大事なことで子供たちにとってすごく大事なことをうたってるんだけれども、御嵩町の将来を見通してっていうところの部分に何か繋がってこないというか自分の気持ちが向かないような気がします。笑顔作っていくことが御嵩町の将来というのは、もちろんそうなんですけど、子供たちの笑顔が御嵩町の将来なんですけど御嵩町、これからどうしたらいいでしょうか。

教育長　　多分それが総合計画の中に現れてくることになるそうですよね。今度の第6次総合計画。

流れとしては、今、中瓦委員がおっしゃられたように総合計画があってその中にある教育が担う分野について大綱は示され、方針が示されて、それを受けてこの計画の振興計画っていうことで。教育が担う分野ってのはやはり、まち作りこれから将来こんな御嵩町にしていきたいっていう町長の思い、願いを受けながらその支えとなる人作りをどのように進めていくのかっていうところなので、今、基本理念の表現のところをちょっと触れていただいたんですけども、ここにどういう人作りをしていくのかっていう部分っていうのが現れてくる必要があるのかなっていう。これは願う教育の姿ではあると思いますし、こういう教育を進めていきたい。御嵩の教育を進めていきたい。その前にどういう人作りを目指してこの笑顔育んで繋いでいくかっていうそこの部分を必要なのかなっていうことは今、思っているところではあるんですがその辺のところをこの場でまた町長の思いも伺いながらみんなで確認しながら練っていく必要があるわけということだと思うんです。

だからやはり、これからの将来を見越したときにどんなまちを目指していくのか。それの基盤となる人作りを子供から大人まで含めてこの教育っていう分野が担うところっていうのをどう進めていくか。そこを皆で一緒に願う人間像みたいなものを根から考えていき

ましょうよっていうことになってくると思いますので、その辺のところのまた町長の思いを。

町長　　あれかなっていう部分は当然ありますし、政策的に打ち出してるところが願うところっていうのはなってくるんですけど、あの別に夢プランをどうのこうの否定してるわけでも全くなくて、これがイコール大綱になったときに、いいのかなっていうだけの話で僕喋ってるので教育側の方のプランとして、これが考えられてきて練られてきたやつなので、もう全然これを否定するつもりは全くございません。ただ、その大綱という捉え方をしようとしたときに、その中のエッセンスで考えたときに、どうだろうっていうふうな思いをしてるだけなので、さっき言ったように、手法はあのどういう形になるなるかはわからないですけれど、そういった政策的な思いを溶け込ますような形になるのか、あるいはちょっと次年度だけ挿げ替えるのか、全く違う大綱みたいなものを作って 2 本立てにするのかっていうやり方はいろいろあると思います。

中瓦さん言われた、僕もここで引っかかっちゃったわけですよ。同じだったんですよ。これが町の大綱という部分の中に入ってくるのかなっていうところで、一番最初に引っかかったのが、ここだったのでそういう意味で、夢プランとしての部分はもう全然教育サイドとしての方向性っていうのは全然問題ないと思うんですけれども総合計画に基づいた大綱といったときに、いかがなものかっていうふうに思っただけで。それで言おうとしてる大きな考え方からすると、私よく政策でもいっているんですが、誇りの持てるまち作りであり、ともにまち作りに参画しましょう。協働協創でやりましょうっていうようなところは、大きなカテゴリーとしてはその部分は今回の総合計画の中にも入ってくるんじゃないかなっていう。御嵩町の町民の方が自分の町に住んでることそのものに誇りを持ちたい。お子さんが誇りを持って成長していきたいし、これから社会に出ていくときに誇りを持って、生きていけたらなっていうことと、様々なことに参画しながら、一緒になってまち作りまち作っていきたいよねっていう。ここらへんがなんとなく自分のなかでは、要素として押さえておきたいなっていうところにはなろうかと思っております。

山口委員　　これ 2 番のところで進むのは難しいですか今の状況で。

髙木教育参事　　今は特に大丈夫です。

山口委員　　そこで、具体的にちょっと聞いた方がわかりがいいと思うんです

けれども。

髙木教育参事　わかりました。それでよろしいですか。

すいません。では、資料の 9 ページから。今考えている夢プランの中身について説明させていただきたいと思います。それでは 9 ページ、10 ページの方ですね。そっからちょっとご覧いただきたいと思います。

まずですね､21 世紀御嵩町教育夢プランの位置づけということで、まずは一番には国のですね、第 4 次教育振興基本計画というものが教育に関しては一番上に来ることになります。それで、左下の方にありますけど、県の方では国の経営計画を参酌してですね。第 4 次、岐阜県の教育振興計画、第 4 次岐阜県教育ビジョンというものを作っております。その中、第 4 期ですので、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の計画というふうになっております。

右の方へ行っていただきまして、今回策定していかなきゃいけない第 5 次、21 世紀御嵩町教育夢プランは、国の第 4 期の教育振興基本計画を参酌し、また県のですね、第 4 次岐阜県教育振興計画の内容を踏まえた計画としていくっていう必要もあります。

下に書いてあるのは先ほど説明さしてもらいました基本理念、目指す人間像、基本方針ということになります。先ほどの大綱にもありましたけど、ここには実際は総合計画っていうものとの関連性も実際示していく必要があるかなっていうふうなところはあります。

続いてですね 11 ページの方に行きまして､今の第 5 次改訂の改訂にあたって、次も 5 点のことを念頭に置いて改訂したいというふうに考えております。

1 点目は、御嵩町の将来を見通した計画である 5 年間のスパンの計画にしていきたい。

2 点目は、現状及び今後の教育を取り巻く諸課題に的確に対応する計画であること。

3 点目は､基本理念及び目指す人間像の見直しを図り､明確化すること。

4 点目は基本目標及び施策の重点化を図り、計画の体系を再構築すること。

5 点目は､点検評価のための指標を明確にし､進行管理を的確に行うこと。今回はですね、改善にあたりましては 4 点目にありますよ

うに計画の体系をもう再構築しております。そのためですね今までの夢プランと比べると大きく変わってくることになります。

またですね、5 点目になりますように点検評価をですね客観的にできるように政策ごとの指標を定め、進行管理を今後していきたいなっていうふうに思っております。

続いて 12 ページの方ですね。

そういった中でですね、今の教育の社会教育に関係する社会状況の変化と、その教育が求められる姿をちょっと考えていました。

今社会状況はですね、大きく四つの変化が進んできていると思ってます。

一つ目は、少子高齢化の社会が進んでいること。

二つ目が、情報化社会が進展していること。

次にですね。グローバル社会が発展していること。

それから、ウェルビーイングという考え方が重視されてきているということです。

それらの変化に踏まえて、求められる教育の姿としては、一点目として持続可能な社会の作り手を育成していく必要がある。2 点目は誰 1 人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進していく必要がある。3 点目は地域や家庭でともに学び合い、学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進がこの 3 点を教育の姿として計画を定めていきたいと思っています。

13 ページに行きましてそれらを踏まえて、教育委員会が考えた基本理念としては、笑顔を育み笑顔をつなぐ御嵩の教育ということですね。

今までは笑顔を育むということに力を入れていきましたけど、これを次に笑顔を繋ぐ、人と人、人と地域が願いや思いを共有し支え合い、繋がり合うことで、1 人 1 人が自己肯定感や自己有用感を高め良好な関係を築いていくことを基本理念に加えてですね、考えていきたいというふうに思っております。

次に 14 ページの基本理念に基づいた目指す人間像といたしまして、郷土を愛し、よりよい社会の創造に主体的に関わり続ける人を目指す人間像としてしていきたいと思っている。

その中で取り組みたい力としては、主体性、協調性、創造性、それ

は自立や競争や創造に繋がる考えです。。

合言葉は、みんなで学び合う、助け合い、思いやる。

健康で磨き合うということは合言葉として考えています。

次の 15 ページにはその基本方針で、基本方針は、三つ考えています。

1 点目が、生きる力の基礎作り。2 点目が社会生活の基盤作り。3 点目がこころ豊かな被害フリーというものになってます。

これまでの基本理念、目指す人間像や基本方針を踏まえて、では具体的に施策をどういうように実施していくかっていうことを考えたときの基本目標と施策を次のページで示させていただいております。

基本目標については五つの目標で、施策については大きく 17 個の施策を作ってやっていこうと思っております。一体的にちょっと見ていただければと思いますので 21 ページの方をご覧いただきたいと思います。今回、次期の御嵩町教育夢プラン第 5 次改訂の背景となってます。

ちょっと一部修正をお願いしたいところでございますが、左から三つ目に基本理念というところがあると思いますけど、ここは基本方針の間違いでしたので、すいませんが訂正の方をよろしくお願いいたします。

新しい夢プランの体系としてはこれまで話が出てきた基本理念、人間像、基本方針に基づきまして、五つの基本目標にわかれて 17 の施策を実施していこうと思っています。

一つ目の基本目標は、生きる力を育む教育の推進ということで、四つの施策によって事業を実施していこうと思ってます。

施策の 1 個目としては、豊かな心の育成。施策の 2 として豊か確かな学力の育成。施策の 3 として、健やかな体の育成。施策の 4 について多様なニーズに応える教育の推進という。その施策の括弧に書いてある部分ですね。主に担っていく担当の部署が記されていることとなります。

次に基本目標の 2 点目といたしまして魅力ある学校教育の推進ということで、二つの施策学びを支える教育体制の整備。施策の 6 として信頼される学校教育の推進、この二つの施策を進めていこうと思ってます。

基本目標 3 では、学びを支える教育環境の整備ということで、安全安心な学校作りと学習環境の整備及び運営管理をここで進めていきたいと思ってます。

基本目標 4 からは生涯学習分野に入っていきますけど、愛情あふれる家庭教育の推進ということで、やさしさや思いやりを育む家庭教育の推進、子育て、家庭への支援というふうな二つの施策を。最後に五つ目の目標では、生きがいと共生を目指す社会の社会教育の推進ということで、生涯学習の推進、青少年の健全育成の推進、地域に根ざした公民館活動の推進、歴史的資産の保存と文化活動の推進。中山道みたけ館を拠点とした郷土の学びと読書の推進、スポーツ活動の推進、スポーツ環境の充実、これらの七つの施策を基本目標の中で実施していこうと思っています。

これらの施策や基本目標なんかは、第 4 次に今までやってきた施策をちょっとテーマを変えて合体させたりとかして作り上げているもので、作っていく側としてはあまりそんな新たにこんなことをやっていくっていうことが、そんなにはここに示されているような状態ではありません。

今現在、担当課の方にこの施策の中にさらに重点事業というものを設けまして、その重点事業を何をやっていくのかというようなことを、今現在作ってもらっておりまして今後次回の策定協議会の方にこんな重点事業、重点事業もっと数がたくさんなってきますけど、この施策の体系とですね重点事業を次回の策定協議会で認めてもらうような形で進めていきたいなというふうに思ったところです。

仮にですね、今後ですね、基本理念、人間像を基本方針等が変わってきたとしても、今、教育委員会が考えているものとそう大きく変わるところはないんじゃないかなというふうには、今ちょっと思っています。

そうなってきたときにやっていく施策というものは、何となくここは変えなくてもいいんじゃないかなと思ってる部分も今あります。この施策を、その基本理念、人間像、基本方針が決まってきたことによって、どのようにやっていくかっていう体系を作ったときに、どこにこの施策を振り返るかっていうふうな考え方でいけば、あまり今詰めているところには影響がないと思っています。ただどうしてもここで補えないような理念とかが入ってきたときには、新たな施策を設けて、どっかに組み入れてやっていくことで、基本計画の策定については進めていけるんじゃないかなというふうに思っています。ただ一方で本当に基本理念とかを考えていこうかなと思いま

すと今年度中に計画を作らなきゃいけない。

あと、総合計画が 11 月ぐらいに大きな体系が出てくるということになってますけど、ちょっとその辺は今後、基本理念とかを改めて考えていくことになれば、総合計画を作る部局とかにも少し話をかけて、なんとなく前倒しして、その辺の考え方をまとめていってもらうようなことはちょっとやっていってもらいたいし、ちょっと働きかけていきたいかなっていうふうには思っている状態です。

これが今作ろうとしている教育基本計画の体系のところまででございます。当初、私どもの方で予定していたのは、策定協議会は、4回やりまして、総合教育会議には、今回基本理念とか認めていただいて、例年、年 2 回の総合教育会議をしていますので、今度 3 月ぐらいにできた計画を見ていただいてそれで、総合教育会議も絡んだ教育大綱や振興計画ができるものとして考えておりましたが、仮に今後、教育大綱を作るということになってきましたら、10 月の終わりとか、11 月の初めぐらいに今一度総合教育会議の場を設けさしていただいて、基本理念とかそういうものをご承認して決めていただいた状態で基本計画の方に足りない部分を積立しながら、形付けていきたいなと今説明しながら思いました。

私のほうからの説明は以上でございます。

副町長　ちょっと今少し考えていたので間違ってるかも知れませが、さっきまでその大綱というものでいうと、文部科学省の考え、文科省の考え方としては、国がね、使ってする。国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して、定めることとされているとなっているので、まずは町長の思いを聞き取って確認した上で、事務局として教育委員会の事務局として、その案みたいなもの。これを大綱と位置づけましょうというところをまず案みたいなものを作って、それは、国の基本計画を参酌して、地域の実情を町長に加味してもらったものを聞き取った上で、基本的な案を作ってこの総合教育会議の場にこういう大綱の案としてどうでしょうかというふうに諮る。その後に第 6 次総合計画のその教育というところの 2 年とか方向性とかいったところに後から寄せていくっていうか貼り付けていくっていうか、それでもいいのかなとなんか思ったんですね。

第 6 次総合計画ってのは確かに町の最上位計画ではあるんだけれど、この教育ってやっぱりちょっと横出しというか、特殊なものであって、だからこそ、ここの大綱というものを、町長とこの教育委員さんたちが組織する総合教育会議というところでも決めて、そこに何ていうか総合計画が寄せていってもいいのかなっていうふうに

ちょっと思ったので。

だからこそ、第 6 次総合計画を待つことなく、別にそれは進めていいんじゃないのかなとちょっと思ったんですけど今日。

それで、今日の総合教育会議のこの場で町長の意見をもらってというのは無理な話なので、まずはこの国の計画を参酌しなくちゃいけないので、そこを確認し、地域の実情に応じた町長の思いをもらって、事務局案を作る。それをここに諮るみたいなそういう順番なのかなっていう気がしたところです。

髙木教育参事　皆様方どうでしょうか。

山口委員　進め方の話はちょっと今、別として先ほど町長が言われたことが今の夢プランの中のどのあたりのところか出ますか。ちょっとここがどうかとおっしゃったところを聞いておきたいと思って。

町長　さっき言いましたように、夢プランのものとしては全然問題はないと思いますよ。教育関係としてっていう部分で、どちらかというとこれの中で言うと、今の一番最後の 21 ページで、この政策の話等々についてはプランとして、練られてる部分なのでさっき言ったように、大筋前段が変わったとしてもあまり変わりませんよっていうような話は確かにそうかなっていう。網羅されていれば問題ないかなと思って。こちらの理念であるとか、方針であるとか、ここら辺はちょっとすり合わせがいるのかなっていう思いをしてる。大綱と言われることなので。

町として教育関係としてはこういうことを目指していきましょう。計画としてやっていきましょうっていうようなところからすると、当然第 6 次総合計画とのすり合わせをしながら、色を出してもいいのかなっていう思いはしてるところです。

具体的にと言うとさっきのような話が出てきちゃうんですけど、必ずしもそれが教育と一致するのかっていうのはあるので、そこは言葉を変えなければならないかなっていう思いをしてるんですけど。

先ほど中瓦さんのところで話した笑顔育み笑顔を繋ぐ御嵩の教育っていう部分が、教育としての理念としては素晴らしいっていうふうには思うんですけど、御嵩町が掲げる計画としての大綱いわゆる

こういうのを人作りとして、子育てとして目指していくんだっていうところをからするとちょっともう少し言葉を変えた方がいいのかなっていう思いはしている。

中瓦委員　　どちらかというと、その人間像に出てくる郷土愛しよりよい社会の創造に主体的に関わり続ける人を作っていくっていうのが何か一番大きな目標であって、それが理念なのかなっていう感じがするんですよ。

もちろんその笑顔であるとかってのはすごく大事なことだと思うし、何かでも一番根本的にはその笑顔を育んだり、繋いでいっていくっていうことっていうのは、子供たちをどういう方向で育てたって思うからそれが出てくるのかって言ったら、自分が主体的にその社会を作っていく社会を豊かにしていこうというより良い社会にしていこうという子供たちを育てる。子供だけじゃなくてね。そういう人間を育てるのがここの目標かなっていうふうに思うと、何かそっちが理念のように私はこれを見ながら聞いていたので、なのでその後の部分の推進の方法とかっていう部分はもちろんこれでいいと思うんですね。出てくるところの本心がちょっと何か違うような気がしたんです。

田中委員　　ささやかな疑問なんですけれども、今まで教育大綱って御嵩町ってなかったんですか。

髙木教育参事　　一応この夢プランを教育大綱として位置付けるということを平成26年の教育会議で一応諮って決められて、それを踏襲している。私もちょっと今どこに載ってるかっていうのが、いつも探すのがわからない状態なので。

田中委員　　それをきちんとわからせるために、教育大綱とするって明記するっていうことがですよね。この位置づけの区分の教育大綱は、町長決めるって書いてあって、県教育大綱って明示するには、町長がこれだって、今のお話の理念のところを町長がまず決めてもらわないと、県教育大綱にはならないんじゃないかなと思いました。

髙木教育参事　　その辺はおっしゃるとおりで、今の教育委員会の進め方は、そういうところに疑問を出されず、教育大綱と基本計画を一緒でいいよっていうふうに思っていただけるもんやっていう前提のもとで、ここで進んできてますので改めて私の方もこの大綱を作り直すんじゃなくて、どうやって作らなきゃいけないとかいうことを見たときに、そういうことを調べたとき初めて町長がね、大綱を作らなきゃいけない。必ず作らなきゃいけないってなってるっていうことがわかって、最初は総合教育会議で私の元々の今年度の総合教育会議の予定

で言えば、違うことをやろうと思ってたんだけど、やっぱこういうふうに変えて総合教育会議で、基本、大綱のことを審議しなきゃいけないということなら、やっぱこの場に出して、審議していただく必要があるかなと今回出させてもらって、ただもうスタートの時点では、この審議のところは後での追認でいいかなというふうな思いのところ強かったので、本来のやり方を踏まえていないっていうことになってしまってますのでちょっとこういう今回の教育を踏まえ次期の計画とか今後も教育大綱、今うちでいけば夢プランは１年ごとに改訂するような仕組みをとってますので、今後は議題の１個としては年に１回は出していくような形で、進んでいければなというふうに思っています。

後にちょっとどっかのタイミングで一度副町長が言われたやり方もいいかなというふうに思いましたので、一度基本理念の方の案を考えて、町長の決裁をもらって、町長がこれやって思ったものをちょっと総合教育会議を秋の終わりぐらいに開かさせてもらってそれでちょっと進めていければそれが少し早ければこちらの方はありがたいというのはありがたいというのはありますけれど、その辺はいろいろ調整が必要ですので、いつ頃ぐらいになるかはちょっと考えられていませんが。

またそのときに何か教育委員の方々がこんなのはどうだろうということを言っていただけるとそれはそれでありがたいと思います。

山口委員　この夢っていうのは夢プランでの最初の頃に何か笑顔を作るみたいなのから始まったんですね。そのままこれだけ残ったみたいな感じなんですよね。なので、要は、もう少しみんなが心身ともに健康で、とかなんかいろいろ基本的なところがここにやっぱりあると言われてそう思いました。主体的であってとかそういうことがここに来るべきということですかね。

髙木教育参事　そこに関しては事務局の方も今お話を聞いててそういうもんだなというふうに思っています。それに向けてちょっと方向性をかえて取り組んでいきたいなっていうふうに思っています。

町長　そもそも総合教育会議であったりとか、今の大綱であったりっていう部分がその決められ方っていうのがしっくりこないわけですよ。私とすれば。そもそも総合教育会議っていう部分がもっとね。大局的な話であり、決めていく場だよっていう認識では当然おりますし、大綱っていうのもそういうものだっていうふうな認識ではおるんだけれど、もうずっと来て僕も正直昨日聞いたばっかりなのでこれ内容についても、要はその中で大綱というものを決めていくと

か、そういうプロセスが安易にすっと教育分野だけで決まっちゃっていくっていうところがそもそもの趣旨と違うんじゃないのっていうところにまずは提唱したい。っていうところがあって、中身は何かっていうと、それはもう、ぱっと見なので今、しっかり考えていかないかんなっていう部分もあり、いろんな角度から中身を精査していかないかんのかなっていう思いはしてるところなので、それが先ほど冒頭言ったように二ついるのかとか、どういう手法でやりましょうっていうのは、後の話のような気がするので、まずもって、しっかり議論すればいかんなっていうふうに今は思ってます。

教育長　　今回この改定で今、町長言われたようにそのプロセスについて、これまでのしっかりともう一遍、手順を踏み直さないかんなっていうようなことは今話を聞きながら思っています。ずっと事務局の方と話をしながら、今回夢プランの改訂に関わってはやっぱりこれまでの夢プランをもういっぺんきちっと再構築したいっていう大きな事務局としての願いがあります。これまでは非常に多岐にわたったものを、非常に網羅的な内容になってきて、なかなかその重点化を図るとか、それから KPI なんかについてもわかりづらい部分っていうのがあるよというようなことで参事とも相談をしながらこういった体系というものをきちっと構築をして進めていきたいよね。ちょっとそっちが先走ってきていた部分があったので、結果的には基本理念等々のところについて町長の思いと、聞くっていうような、そういう時間っていうのを取ってくることができなかったことについては、十分ではなかったなっていうことを思ってます。やっぱり今日の会議の皆さんのお話を聞きながら、やっぱり大綱は大綱としてきちっとソ外だしで作っていく方が、皆にとってはわかりやすいなということを思いました。その辺のところをまた町長の思いを伺いながら、この大綱を整えた上でこの基本目標、施策が今 17 の施策を立てていますがここを基本にしながら、そこにこの大綱に示された内容をどう組み込んでいくのかっていう辺りのところはこれからその先に考えていくというような、プロセスをとっていく必要があるなっていうことを思っています。

ですので、またこの場というわけにはいかないかもしれませんけれども事務局の方として、いろいろな機会を設けて町長のその教育のこれからのあり方についてはまたお話を聞かせていただきながら、この基本理念の部分を考えていくようする。その後、この基本計画を整えていくというような形で進めていくことができたらなってことを思いますので、そんなふうで、事務局の方としても、はいちょっとスケジュール感を持ってはい考えていく必要があるかなっていうのは思いましたが一生懸命作っていければと思います。

町長　　調べてだけおいてほしいのが、冒頭僕ちょっと一番最初、確認の意味で喋った部分なんですけど他の市町村の大綱の作り方っていうかね、ちょっと情報収集して欲しい。内容ではなくて、作り方の話であるとか、そもそもその、それってどういう部局でどうやって作ってるのっていうような部分であるとか、あるいはそれこそ何をもって大綱としてるのは最終的にどういう手法に行く。のが望ましいのかっていう議論するときに、別に作った方がいいのか、あの溶け込ませればいいのか。理念のところだけ共通のもので、外だしをしていればいいか、四つのパターンのあたり、そこら辺はちょっと探って欲しいなっていうふうに思います。

髙木教育参事　それでは今日の議題は 2 点これで終了とさせていただきます。その他の事務局の方から特にございませんが、なにかあれば。

田中委員　　くどい話ですが、前の前の総合教育会議のときに、制服の話をして、いつまでにお尻を決めて話し合いましょうじゃないかって発言させていただきましたけど、結局ヌルヌルと何も協議されないまま、ときだけ過ぎているような感じはすごくあるんですけどその辺についてはどうなってる。きちんと話し合う場をいつまでに決めましょうとかっていうのを決めていただきたいなと心から願っています。

教育長　　今そこ進んでいるので進捗状況を。

髙木教育参事　今教育長の方から教頭会の方に期限を決めてですね、9 年 4 月にスタートできるようにどういうふうにやっていくかの方向性をまず決めてくれと。それを踏まえて、校長会で諮り、その後に総合教育会議で諮って、決定をしていきたいなっていうふうに進めているところですので、よろしくお願いします。

髙木教育参事　他にありませんか。

ないようですのね、それではこれで令和 7 年度第 1 回総合教育会議を閉じさせていただきたいと思います。